



平成 19 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役社長 安 藤 之 弘
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 山 中 雅 文
統括本部長
(TEL. 052-689-1129)

ストックオプション（新株予約権）の割り当てに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 8 月 28 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 26 日開催の第 27 期定時株主総会にて決議された取締役に対するストックオプション報酬額および内容に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

取締役の報酬について、企業価値向上に連動した報酬体系への見直しを進め、退職慰労金制度を廃止した上で、当社の株価や業績への感心度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有させることにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくこと等を目的とします。

II. 新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称 株式会社ユー・エス・エス 第 5 回新株予約権（取締役用）
2. 募集新株予約権の総数 714 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 10 株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、7,140 株とする。

上記総数は、割当予定総数であり、引受け申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数に付与株式数を乗じた数とする。

ただし、下記 13. に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金また

は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行う。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成19年9月15日から平成44年6月30日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

募集新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホま

でに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 5 年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記 (1) に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、上記 9. に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成 43 年 6 月 30 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成 43 年 7 月 1 日から平成 44 年 6 月 30 日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から 15 日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1 株当たりのオプション価格 (C)

(2) 株価 (S) : 平成 19 年 9 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

(3) 行使価格 (X) : 1 円

(4) 予想残存期間 (T) : 12.5 年

(5) ボラティリティ (σ) : 当社株式上場日である平成 11 年 9 月 10 日から平成 19 年 9 月 14 日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利子率 (γ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

(7) 配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金 (平成 19 年 3 月期の実績配当金) ÷ 上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

(注) 募集新株予約権の払込金額は、新株予約権者に特に有利な条件となるものでは有りません。募集新株予約権の払込金額の全額の払込みは、払込債務と割当対象者が当社に対して有する報酬債権とを相殺することによりなされます。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 9 月 14 日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成 19 年 9 月 14 日とする。

15. 新株予約権の割当対象者とその人数

会社法第 2 条第 15 号に該当する社外取締役を除く、当社取締役 14 名

以 上